

「株式会社 東京堂 パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

- * 取引先と連携し、サプライチェーン全体で社会的責任に対する取り組みを進めることで持続可能な社会の実現に向けて務めてまいります。
- * IT 実装支援(共通 EDI の構築およびデータの相互利用)
IT 実装支援の一環として、業界共通 EDI 仕様に基づき各サプライヤーとの EDI を構築し、相互利用に際し無償で提供します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護および取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

- * 顧客(事業者)のIT活用を支援します。
多くの中小・個人事業者が開示したい情報を、各種SNSの開発・運用によって情報共有して、当社コーポレートサイトを通じ広く開示、顧客が情報拡散・事業拡大可能な仕組みを構築します。
- * 仕入等の取引における仕入価格・納入価格等の取引対価の決定にあたって、取引先と十分な協議を行い、公正かつ合理的な条件設定に努めます。
- * 仕入等の取引において、約束手形による支払いは行いません。
銀行振込による支払いか、もしくは、取引金額に応じて電子記録債権による支払いについて協議させていただきます。なお、支払いに伴う振込手数料等について、取引先に一方的な負担を求めることなく当社負担を原則とします。
- * 適格請求書等保存方式(インボイス制度)における免税事業者との取引について
インボイス制度導入後においても、免税事業者を含む取引先との共存共栄の関係を重視し、免税事業者であることを理由とした不当な取引条件の変更を行いません。

2026 年 7 月 15 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」を理解したうえで宣言します。

株式会社 東 京 堂

代表取締役社長 鈴 木 勝 美

企 業 名

役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・ 本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言が取りやめになることがあります。